

専門実践教育給付金制度のご案内（株式会社アイデミー）

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）とは？

厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、修了時点までに実際に支払った**受講料の最大70%が支給される制度**です。

利用できる人は？

専門実践教育訓練の受講開始日に**雇用保険の支給要件期間が3年以上**ある方

CHECK!



離職中の方も1年以内なら対象です！

被保険者でなくなった日から1年以内に受講開始する場合も対象となります。
また被保険者でなくなった日から1年間のうちに妊娠・出産・育児・疾病・負傷等の理由で30日以上受講を開始できない日がある場合は、その旨をハローワークに申し出ることによって、最大20年以内の延長をすることができます。

※厳密なチェックは必ずご自身で、住民票所在地のハローワークまでお問い合わせください。

どうすれば利用できるんですか？

下記の条件をすべて満たしていれば、給付が受けられます。

1. 「教育訓練給付制度を利用する」と意思表示をすること

[申込フォーム](#)の「教育訓練給付制度について」の欄にて「利用する」をチェックしてください。

2. 受講開始時に身分証明書類を提出し、受講中に当社による本人確認を受けること

- ・ 顔写真付きご本人様確認資料を弊社からお送りするメールに返信の形で画像添付してください。
- ・ slackのアイコンは胸より上が写る顔写真をご登録ください。

3. 添削課題を学習期間内にすべて提出し、基準点以上の成果物を提出すること

学習期間内で全ての添削課題及び成果物を提出していただくことで修了認定をし、修了証明書を発行いたします。

成果物の評価は、基準点以上であることが必要です。

給付までの流れは？

①受講開始前にキャリアカウンセリングの参加/手続きの確認

ハローワークにて訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアカウンセリングを受けていただきます。
また給付金に関連する手続きはハローワークにてご確認ください。

②アイデミーにて対象講座の申込と支払い手続き

対象講座のうち、ご希望内容をお選びいただき御申込をしていただきます。
受講開始前日までに銀行振込/クレジットカード/分割支払いのいずれかでお支払いをしていただきます。

③受講開始～受講修了

以下2つの条件を満たす必要があります。

- 当社による本人確認を受けていること
- 学習期間内に添削課題をすべて提出し、成果物の得点・評価が基準点以上であること

③当社から必要書類（領収書・修了証明書）を送付

※修了証明書は修了条件を満たした方にのみお送りします。

④書類一式を所轄のハローワークに提出して申請

受講修了日の翌日から1ヶ月以内に手続きをする必要があります。

⑤指定の銀行口座へ振込

対象の講座は？

コース	期間	指定番号	シラバス
AIアプリ開発コース	3ヶ月	48246-202001-9	
AIアプリ開発コース	6ヶ月	48246-202002-1	
データ分析コース	3ヶ月	48246-202003-4	
データ分析コース	6ヶ月	48246-202004-7	
自然言語処理コース	3ヶ月	48246-202005-0	
自然言語処理コース	6ヶ月	48246-202006-2	

[>>講座の詳細はこちらよりご確認ください。](#)

受講期間

受講開始日	3ヶ月プラン受講終了日	6ヶ月プラン受講終了日
11月2日（月）	2月7日（日）	5月2日（日）
11月9日（月）	2月14日（日）	5月9日（日）
11月16日（月）	2月21日（日）	5月16日（日）
11月23日（月）	2月28日（日）	5月23日（日）
11月30日（月）	3月7日（日）	5月30日（日）
12月7日（月）	3月14日（日）	6月6日（日）
12月14日（月）	3月21日（日）	6月13日（日）
12月21日（月）	3月28日（日）	6月20日（日）
1月4日（月）	4月4日（日）	6月27日（日）
1月11日（月）	4月11日（日）	7月4日（日）
1月18日（月）	4月18日（日）	7月11日（日）
1月25日（月）	4月25日（日）	7月18日（日）

※すべての受講開始日には予備期間1週間を付与しております。

※2020年内に受講開始の場合には、年末年始休暇の補填として1週間付与しております。

FAQ よくある質問

Q. 50%、70%それぞれの支給要件はなんですか？

A. 下記要件となります。

50%：コースを修了した場合（資格要件は「第四次産業革命スキル習得講座の習得」が該当します。）

70%：コースを修了し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用されている場合

Q. 法人も利用できますか？

A. 制度の利用は個人名義でのお申し込み、ご本人様名義でのお支払いに限ります。

Q 通学は必要ですか？

A. 完全オンラインでのご受講となります。

Q. 教育訓練経費は何が該当しますか。

A. ご本人様名義でお支払いいただいた受講料が該当します。友達紹介等の特典は差し引きます。

Q 手続きの流れを教えてください。

A 下記流れとなります。

お申し込み→スケジュールのお知らせ→ハローワークでのお手続き→受講開始